

平成22年度

東アジアにおけるバイオマスタウン構想
普及支援事業

応募要領

平成22年4月

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課

平成22年度東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業 応募要領

1 目的

地球温暖化は、人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題として緊急に取り組まなければならない課題である。自然の循環機能に依存している農林水産業は、地球温暖化の影響を受ける一方、バイオマスの利活用や環境保全型農業などの取組を通じた地球温暖化防止への貢献も期待されている。

東アジア諸国は、稲わらなどバイオマス資源が豊富に賦存しており、その有効活用は地球温暖化防止に資するところが大きい。しかしながら、バイオマス利活用の推進にあたっては、食料との競合に留意しつつ、総合的・効率的にバイオマスを利活用することが不可欠である。

我が国においては、平成18年3月に閣議決定されたバイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、地域の特性を活かしたバイオマスの生産、収集、変換、利用までの総合的なシステムを構築する「バイオマスタウン構想」の策定を推進しており、平成22年3月末現在、268市町村で策定されるなど、その取組が広がってきている。

また、平成21年9月に施行されたバイオマス活用推進基本法においても、バイオマスの持続可能な利用に関する基準等の作成、バイオマスの活用に関する研究開発の推進等のための国際的な連携、開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力の推進のために必要な施策を講ずるものとしている。

本事業は、我が国のこれまでのバイオマスタウン構築に向けた取組から得られた知見・ノウハウを活用し、地域の発展に寄与するバイオマスエネルギーの利用方法など、東アジアにおける持続可能なバイオマス利活用システムを構築するため、東アジアにおけるバイオマスタウン構想の普及を支援することを目的に実施するものである。

2 事業内容

地域の発展に寄与するバイオマスエネルギーの利用方法など、東アジアにおける持続可能なバイオマス利活用システムの構築を目指し、東アジアにおけるバイオマスタウン構想を普及するため、平成20年度及び21年度に実施した東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業の対象国（タイ及びベトナム）においてバイオマスタウン構想策定に必要な支援業務を実施する。

具体的には、対象国において、地元行政機関が実施するバイオマスタウン構想の策定・公表を円滑に進めるための支援を行うとともに、今年度は3カ年事業の最終とりまとめの年度でもあるため、12月に東アジアバイオマスタウンサミット（仮称）を開催することとしており、その開催のための支援を行う。

3 委託業務に含まれる業務等

実施要領第3に基づく以下の業務を適正に実施するため、有識者による国内検討委員会を2回以上開催する。なお、国内検討委員会には、東アジアのバイオマスに係る知見、人脈を有する者を必ず含むこととする。

(1) 対象地域におけるバイオマスタウン構想策定・公表に係る支援

タイ及びベトナムにおいて、地元行政機関がバイオマスタウン構想の策定・公表を実施するに当たり、必要な助言や支援を行う。現地のバイオマスタウン構想（骨子案）については、参考資料を参照すること。業務の実施に当たっては、(2) (3)での東アジアバイオマスタウンサミット（仮称）のスケジュールを見据えて、年度計画を作成して支援を行うことが必要である。

具体的には、以下の2地域のバイオマスタウン構想（骨子案）が対象となる。

- ・タイ、ロエイ県 NaDuang 村におけるバイオマスタウン構想（骨子案）
- ・ベトナム、ホーチミン市 CuChi 地区におけるバイオマスタウン構想（骨子案）

なお、2地域のバイオマスタウン構想（骨子案）を含む参考資料については、次の URL を参照すること。（<http://www.maff.go.jp/j/supply/itaku/kanbo/pdf/eabtrepo.pdf>）

(2) 東アジアバイオマスタウンサミット（仮称）開催計画の策定

東アジア地域でのバイオマスタウンの取組の普及、関係者間のネットワーク構築を目的とした東アジアバイオマスタウンサミット（仮称）を開催するため、現地検討会を含む開催計画を策定する。

場所：タイ国バンコク市

開催日：未定（12月中旬にシンポジウム1日、現地視察1日程度とする）

以下に掲げる項目を満たす開催計画を策定する。

ー開催計画に盛り込まれるべき項目案ー

ア) 参加予定者

- ・ASEAN (10ヶ国：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム) 及び中国、韓国（各国農業省実務者レベル：局長級を含む3名程度）
- ・国際機関（ASEAN 事務局、FAO、アジア開発銀行等検討中）
- ・バイオマスタウン構想を策定・公表したタイ、ベトナムの地元行政機関
- ・日本国内検討委員会メンバー（7名程度）
- ・周辺国を含む地域の研究機関などのオブザーバー
- ・傍聴を希望する民間事業者、マスコミなど
- ・農林水産省
- ・全体出席者数（オブザーバー、マスコミを含む）：100名程度

イ) シンポジウム企画構成

- ・シンポジウムの構成内容について、農林水産省と十分に協議を行った上で、企画構成を立案する。

ウ) 会場設営

- ・会場手配
- ・参加者用 ID カード作成
- ・参加予定者名簿作成

- ・受付手配（前日、当日）
- ・ホテルからの会場送迎の車両確保（シンポジウム会場と宿泊施設の場所が異なる場合）
- ・会場設営のためのレイアウト作成
- ・案内用看板
- ・つり看板手配
- ・ひな壇用 花、花瓶手配
- ・通信機器手配（マイク、レシーバー準備）
- ・同時通訳ブース設営（通訳ブースの設置、配線）
- ・プレゼン機器手配（プロジェクター、スクリーン、ポインター）
- ・音響機器操作要員手配
- ・ホワイトボード、マーカーの手配
- ・机上ネームプレート手配（座席レイアウト、プログラム構成による）
- ・会場用のプリンター、コピー機の手配
- ・会場設営作業（机、椅子、ケーブル、ひな壇 etc）
- ・記念写真撮影（カメラマン手配、現像準備）
- ・会議議事録作成（テープ起こしにより日英現地語作成）
- ・会場への誘導スタッフ手配
- ・司会手配
- ・筆記用具、封筒など配布物の調達
- ・会場でのアンケート配布・回収・集計手配
- ・会場への運搬、会場からの撤去の手配

エ) レセプション、食事関係

- ・シンポジウム開催前日のレセプションの開催
- ・シンポジウム開催日当日の懇親会の開催
- ・シンポジウム開催当日の朝食、昼食、コーヒープレイクの手配
(各国の食事様式が異なることを留意して手配。)

オ) 宿舎手配

- ・宿泊先をシンポジウムと同会場にするか、シンポジウムと別会場に分けるかを明記する。
- ・宿泊日数は、2泊3日とする。

カ) 現地視察の手配

- ・現地調査の移動手段（車）の確保
- ・現地調査の通訳手配
- ・現地調査時の飲食確保
- ・現地調査終了時の空港までの送迎

(3) 東アジアバイオマスタウンサミット（仮称）の開催

東アジアバイオマスタウンサミット（仮称）の開催計画に基づき、シンポジウム参加者の移動手段、宿泊先の手配、会場の選定・手配、現地関係者への出席案内、資料作成（英訳（必要に応じ現地語-日本語訳も作成）を含む）等の準備及び実施を行う。

(4) 報告書作成

上記活動の成果を取りまとめ、英文1部、和文1部及び電磁的記録媒体資料（CD-ROMまた

はDVD-ROM) 1枚により、報告書を作成し、農林水産省に提出する。

4 応募団体の要件

本事業に応募できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」で、「A」、「B」または「C」の等級に格付けされた者。なお、競争参加資格のない者は、応募締切日までに競争参加資格を登録することとする。

(競争参加資格登録についての問い合わせ先
農林水産省大臣官房経理課調達班
電話：03-3591-6753 (直通))

- (4) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 本事業の審査委員の属する事業者ではないこと。

5 応募期間

平成22年4月22日(木)から平成22年5月13日(木)までとする。

6 応募に係る説明会の開催

- (1) 本事業に関する説明会を以下の日程で開催する。
 - ①日 時：平成22年4月28日(水) 10:30~11:30
 - ②場 所：農林水産省休養室3号(本館地下1階)出席を希望する者は、「応募に係る説明会出席届」(別紙様式第1号)を、事業説明会当日9:30までに20の「応募・照会窓口」へ電話連絡の上、ファックスで提出すること。
- (2) 説明会への出席の有無は、4の応募団体の要件とはしない。

7 応募可能単位

本事業への応募は、1者あたり1提案に限ることとする。

8 企画提案書の作成について

本事業の目的を達成するため、「2 事業内容」を踏まえて、別紙様式第4号に基づき企画提案書を作成することとする。

- (1) 事業の概要
企画提案する事業の全体構成を簡潔に説明すること。
- (2) 企画提案内容
以下の事項について具体的な運営手法を提案すること。
 - ① 現地におけるバイオマスタウン構想策定・公表のための支援方法

- ② シンポジウムの開催方法
- (3) 応募者に期待できる事業実施上の付加価値
 - 東アジアにおけるバイオマスタウン構想策定に資する、各国におけるバイオマス賦存量、利活用技術、利活用状況、政策等について過去の調査実績及び知見、対象国における本事業関係者等との連絡が密に取れる等、各国の拠点、コネクション等を具体的に明記すること。
- (4) 積算内訳（別紙様式第5号）
- (5) 報告書提出までのスケジュール
- (6) 事業の実施体制
 - ①事業担当者の「員数」、「配置計画」、「氏名」、「専門性」、「役割分担」、並びに「経理処理等全体調整に関する実施体制」を明記する。
 - ②再委託を予定する場合には、再委託の相手方、担当する業務の内容を明記する。ただし、軽微な再委託を除く。軽微な再委託とは、委託業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合をいう。

9 企画提案書等の提出期限等

企画競争への参加希望者は、以下の書類を持参又は郵送により提出することとする。なお、郵送の場合にも下記提出期限必着とする。

- (1) 提出期限
 - 平成22年5月13日（木）17:00 必着
- (2) 受付時間等
 - ①受付曜日：月曜日～金曜日（祝祭日除く）
 - ②受付時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00
 - ③受付場所：20の「応募・照会窓口」
- (3) 提出書類と提出部数

①企画競争に関する応募表明書（別紙様式第2号）	（正1部）
②企画提案書の提出について（別紙様式第3号）	（正1部）
③企画提案書（別紙様式第4号）	（正1部、副9部）
④事業費積算表（別紙様式第5号）	（正1部、副9部）
⑤過去に実施した類似事業のリスト（様式任意）	（正1部、副9部）

10 企画提案会の開催

- (1) 企画提案書の提出者は、農林水産本省庁舎内で開催する企画提案会において、企画提案書等の説明を行う。説明時間は1者当たりおおむね30分間（10分間の質疑応答を含む）とする。
- (2) 企画提案会の日時・場所等については、全ての応募者に対して別途通知する。

11 委託契約予定者の選定について

- (1) 企画提案会での説明等を踏まえて、提出された企画提案書、事業費積算表、過去の実績等の審査・採点を行うため、外部有識者等による「企画提案書審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、非公開で採点を行う。

(2) 審査委員会は、得点の最上位の者（最上位の者が複数ある場合は、その中から審査委員会が選定した者）を委託契約予定者として選定することとする。

ただし、委託契約予定者から事業企画採択辞退届（別紙様式第6号）の提出があった場合は、得点が次に高かった者を委託契約予定者として選定することとする。

(3) 最上位の企画提案の得点が総合計得点の7割に満たない場合には、採択を見送ることとし、再度応募による企画競争を実施することとする。

(4) 審査の内容については、非公開とする。

12 審査基準

企画提案書の採点に当たっては、本事業の目的に即しているか、十分審査した上で、次の項目について採点を行う。

(1) 企画提案内容

- ①企画提案された事業実施方法、内容が優れていること
- ②企画提案された事業実施に対する体制が整備されていること。
- ③企画提案された事業全体が着実に実施される可能性が高いこと
- ④企画提案された事業の発展性が高いこと

(2) 報告書作成までのスケジュール

(3) 応募者に期待できる事業実施上の付加価値

（東アジアにおけるバイオマスタウン構想策定に資する、各国におけるバイオマス賦存量、利活用技術、利活用状況、政策等についての過去の調査実績及び知見、対象国における本事業関係者等との連絡が密に取れる等、各国の拠点、コネクション等）

(4) 本事業に関する理解度が高く、事業実施の意図と合致していること

(5) 積算内訳

13 審査結果の通知

審査結果については、審査委員会実施後、おおむね2週間以内に参加者に対し文書により通知することとする。

14 応募表明書、企画提案書等の取扱い

提出された応募表明書、企画提案書等の取扱は、以下の通りとする。

- (1) 提出した企画提案書等は変更又は取り消しができない。
- (2) 提出された応募表明書、企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書は、本事業の採点及び審査以外には無断で使用しない。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (5) 要件を有しない者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (6) 企画提案書等の作成等に要する費用は、選定の成否を問わず応募者が負担するものとする。

15 契約

(1) 本事業に係る契約限度額は、10,696,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(2) 本事業に係る契約は、委託契約予定者と委託契約の協議が整い次第締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結が出来ないこともある。

(3) 契約の期間

委託契約締結の日から平成 23 年 3 月 18 日までとする。

(4) 実績報告

本事業における受託者は、当該年度の受託に係る事業が終了したときは、実績報告書（契約締結時に別途指示する様式による。）並びに委託事業の成果として事業内容を取りまとめた報告書を作成し、英文 1 部、和文 1 部及び電磁的記録媒体資料（CD-ROM または DVD-ROM）1 枚を支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長（以下、「支出負担行為担当官」という。）に提出するものとする。

16 契約保証金

会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

17 委託費の支払

(1) 当該事業が終了して、別途任命される検査員の検査の結果、契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、契約者から適法な請求書を受領した日から 30 日以内にその支払いを行うものとする。

委託費の確定額は、本事業に要した経費の実支出額と契約額のいずれか低い額とする。

(2) 必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払いをすることができるものとする。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令第 58 条ただし書に基づく協議が整った日以降とする。

また、この契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所用金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととなる。

18 重複申請等の制限

提出された企画提案が、同一の内容で、既に農林水産省又は他省庁等の委託費や補助金等を受けている場合は、審査の対象から除外され、又は採択の決定を取り消すこととする。

なお、他の事業への申請段階（採択が決定していない段階）で、本事業に応募することは差し支えないが、他の事業の採択結果やその内容によって、本事業の審査対象から除外され、採択の決定が取り消される場合がある。

19 委託者の責務等

(1) 受託者は、本事業の進行状況等の定期報告を行うほか、監督職員の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 監督職員は、本事業の進行状況等に対してその目的を達成するために必要な指示を行うことができ、受託者はこの指示に従うものとする。

(3) 制作物の制作に当たっては、監督職員が別途提供する農林水産省の広報政策物等の統一ルールを定めた「ビジュアル・アイデンティティ・ガイドライン」を遵守するものとする。

(4) 受託者は、本事業の一部を委託する場合は事前に監督職員と協議を行い、承認を得るものとする。

(5) 受託者は、本事業により知り得た情報（調査結果を含む。）を外部に漏らしてはならない。

- (6) 受託者は、本事業により発生するすべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）、特許権、特許登録を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利等を農林水産省に譲渡することとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 農林水産省が農林水産省ホームページ等により成果物等を二次利用する場合、肖像権、人格権等による新たな費用が発生しないよう措置するものとする。
- (8) この事業の目的を達成するために、契約書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は本事業の内容を変更する必要があるときは、監督職員と受託者が協議を行うものとする。

20 応募・照会窓口

本事業に関する書類の提出並びに問い合わせ等は、次のとおりとする。

〒100-8950

東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 バイオマス推進室

(南別館 2 階、ドア番号：別 211)

電 話：03-3502-8111 (内線 3294)

F A X：03-3502-8274

担当者：地域バイオマス班 松尾 佳典、上條 善康

(別紙様式第1号)

平成 年 月 日

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名

印

応募に係る説明会出席届

平成22年度東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業に関する説明会へ参加します。

記

日時：平成22年4月28日（水）10：30～11：30

場所：農林水産省休養室3号（本館地下1階）

(担当者)

所属・役職

担当者氏名

電話番号

FAX番号

(別紙様式第2号)

平成 年 月 日

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名

印

企画競争に関する応募表明書

平成22年度東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業に関する企画競争に応募することを表明します。

記

(担当者)
所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号

(注) 表明にあたっては、業務内容を示したパンフレット（又はリーフレット）並びに民間企業にあつては、営業経歴書および最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準ずるもの）を、民間企業以外の者にあつては、定款又は寄付行為及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準ずるもの）を添付すること。

(別紙様式第3号)

平成 年 月 日

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名

印

企画提案書の提出について

平成22年度東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業を受注したいので、別添のとおり企画提案書並びに事業費積算表を提出します。

記

(担当者)
所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号

(別紙様式第4号)

企画提案書の様式

《注意事項》

1. 企画提案書は次頁以降の〔記載例〕に従って記述下さい。
2. 用紙はA4版のみとして下さい。
3. 本文の下中央にページを入れて下さい。
4. 提出書類の構成は以下のとおりとし、(別紙様式第4号)(別紙様式第5号)をまとめて左肩とじして下さい。
(別紙様式第4号)
 - ・表紙(裏面に目次をつける) 1枚
 - ・企画提案書:本文(図表等含む)(別紙様式第5号)
 - ・事業費積算表 1枚
5. 資源節約のため、「両面印刷」「再生紙の利用」を推奨します。

[記 載 例]

[表紙]

平成 22 年度

東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業

企画提案書

平成 22 年〇月〇日

提案者名（法人もしくは団体の正式名称） ○○○○○○
代表者名 ○○ ○○
所在地 ○○県

企画提案書の記載内容に関する連絡先

所 属 ○○○○○○○○
役職名 ○○○○○○
氏 名 ○○ ○○
T E L ○○○○-○○-○○○○
F A X ○○○○-○○-○○○○
E-mail ○○○○@○○○○

〔 記 載 例 〕

[本文]

【 本様式に基づき、以下の項目について具体的な企画提案を作成下さい。 】

1. 事業の概要

企画提案する事業の全体構成を簡潔に説明すること。

【ページ数】

- ・ 2 ページ以内

2. 企画提案内容

【ページ数】

- ・ 企画提案する全体構成図とその説明 . . . 1 ページ
- ・ 現地におけるバイオマスタウン構想策定・公表に係る支援業務の説明 . . . 任意
- ・ 東アジアバイオマスタウンサミット（仮称）の開催支援の説明（開催計画の策定方法を含む） . . . 任意
- ・ その他具体的な企画提案内容 . . . 任意

3. 応募者に期待できる事業実施上の付加価値

【ページ数】

- ・ 任意

4. 報告書提出までのスケジュール

【ページ数】

- ・ 任意

5. 事業の実施体制

事業担当者の「数」、「配置計画」、「氏名」「専門性」「役割分担」、並びに「経理処理等全体調整に関する実施体制」を明記すること。

【ページ数】

- ・ 任意

6. 積算内訳(別紙様式第5号)

(別紙様式第5号)

平成22年度東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業費積算表

区 分	細 区 分	積 算	備 考
1. 事業費		円	
(1) バイオマスタウン構想の策定・公表支援業務			※人件費、出張旅費、会場借料、翻訳通訳費、資料作成等に係る経費を記載すること
(2) 東アジアバイオマスタウンサミット(仮称)開催支援業務			※人件費、出張旅費、会場借料、翻訳通訳費、資料作成等に係る経費を記載すること
2. 一般管理費		円	応募団体の直近の財務諸表に記載の一般管理費比率を参考に算出。
3 消費税		円	
合 計		円	

(注)・必要に応じて、資料を添付する。

・備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠を詳細に記載すること。

(別紙様式第6号)

平成 年 月 日

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名

印

事業企画採択辞退届

平成22年度東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業について、〇〇〇〇の理由により採択を辞退いたします。

記

(担当者)
所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号

(参考)

予算決算及び会計令 (抜粋)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、次の各号の1に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号の1に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。